



令和 5 年 3 月
土浦市立図書館

■ 目 次 ■

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2

第2章 土浦市立図書館のサービス概要

1 土浦市立図書館	3
2 分館	3
3 運営	4
■開館時間及び休館日	4
■蔵書数	4

第3章 土浦市立図書館の現状と課題

1 図書館をとりまく現状	5
(1) 環境の変化における図書館の役割	5
(2) サービスの現況(統計)	5
2 土浦市立図書館に関するアンケート調査の結果(抜粋)	8
(1) 利用状況	8
(2) 満足度・認知度	8
(3) 図書館に充実・拡大を求めるサービス	9
(4) 情報発信	9
(5) 土浦駅前に図書館が開館したことについて	10
3 第2次サービス計画の課題	10
(1) 子ども読書活動の環境整備	10
(2) 地域資料の収集とレファレンスサービスの充実	10
(3) 各種サービスの広報・情報発信の強化	11
(4) 課題解決支援サービスの充実	11
(5) 地域の交流拠点としての図書館づくりの推進	12

第4章 第3次土浦市立図書館サービス計画の基本方針

基本方針 地域とともに 夢を育む みんなの図書館	13
1 子どもたちの豊かな心と生きる力を育む図書館	
2 生涯学習や情報の拠点としての図書館	
3 課題解決支援型図書館	
4 まちづくりの拠点としての図書館	
■サービス体系	14

第5章 第3次土浦市立図書館サービス計画における取組

1 重点的取組	15
2 目標値	16
3 取組内容	16
(1) 基本サービス	16
(2) 情報発信	19
(3) 全域サービス	20
(4) 成人サービス	21
コラム① 課題解決支援サービス	21
(5) 児童サービス	22
(6) ヤングアダルトサービス	24
(7) 高齢者サービス	24
(8) 障害者（児）サービス	25
(9) 多文化サービス	26
(10) 資料収集及び整備・保存	27
(11) イベントの開催	28
コラム② イベントの開催	28

第6章 サービス計画の推進

1 推進体制	30
2 進行管理	31

参考資料

■土浦市立図書館に関するアンケート調査結果	35
■図書館法	64
■図書館の設置及び運営上の望ましい基準	68
■土浦市図書館条例	78
■土浦市図書館協議会 委員名簿	83
■土浦市立図書館サービス計画推進委員会設置要綱	84
■計画の策定経過	85

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

土浦市立図書館では、「地域のまちづくり・ひとづくりに役立つ みんなの図書館」を基本方針に、平成30年3月に「第2次土浦市立図書館サービス計画」（以下「第2次サービス計画」）を策定しました。また、平成29年11月には土浦駅前の複合施設アルカス土浦に新図書館が開館し、これまでの「生涯学習や情報の拠点」としての役割に加え、中心市街地の活性化に寄与する「市民や地域の交流拠点」として、図書館サービスの充実に努めてきました。

国においては、図書館法^{※1}第7条の2の規定に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」^{※2}（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）において、図書館は社会の変化や地域の実情に応じた事業の実施等に関する基本的運営方針を策定し公表するものとされています。

近年、人々の生活を取り巻く環境は急速に変化しています。少子高齢化や情報通信技術によるデジタル化・グローバル化及び市民ニーズの多様化・高度化に加え、自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大等、社会状況の変化に対応した新たな図書館運営が求められています。

一方で、平成27年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12（2030）年を年限とする17の国際目標が掲げられており、本計画においても、SDGsの17の目標に対応した資料の収集と提供を行うとともに、すべての人に包摂的かつ公平な質の高い図書館サービスを提供していく必要があります。

第2次サービス計画が令和4年度で最終年度を迎え、社会状況の変化に対応した新たな施策が求められることから、本市の図書館サービスのさらなる充実を図るため、「第3次土浦市立図書館サービス計画」（以下「第3次サービス計画」）を策定するものです。



※1 図書館法

社会教育を目的として地方公共団体または公益法人等が設置する図書館について規定した法律。
この法律の中で、地方公共団体の設置する図書館は「公立図書館」と定義されている。

※2 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

「図書館法」第7条の2の規定に基づく図書館の健全な発展に資することを目的とした基準で、平成24年12月に文部科学大臣が告示した。

なお、この計画は「第9次土浦市総合計画」「第5次土浦市生涯学習推進計画」との整

[illegible]

第2章 土浦市立図書館のサービス概要

土浦市立図書館は、大正13年6月に創立し、県内でも歴史のある図書館の1つです。その後、昭和48年12月に土浦石岡地方社会教育センターとの複合施設として文京町に移転しました。

平成29年11月に土浦駅前のアルカス土浦内に開館し、4つの分館と合わせて、図書館サービスの拠点として運営されています。

1 土浦市立図書館

平成29年11月に土浦駅前を拠点とした複合施設“アルカス土浦”の核として開館し、専有面積約5,120㎡、最大収蔵能力約56万冊は県内最大規模の図書館となっています。

施設内には、自動化書庫や自動貸出機、自動返却機などを導入し、利便性の向上及び管理運営の効率化を図っています。また、子どもや高齢者、障害者にも利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザインを採用し、多目的トイレをはじめ、エレベーター、視覚障害者誘導用ブロック、授乳室等を整備しています。

さらに、多様なニーズに対応可能な研究個室や学習室などを含む、約600席の閲覧席を備えています。

2 分館

市内には、三中地区分館、都和分館、神立地区分館、新治地区分館の4つの分館があり、すべての分館とオンラインによるネットワークで結ばれ、効率的な資料貸出サービスを提供しています。



3 運 営

図書館の運営形態については、土浦市図書館協議会へ平成23年12月に諮問、翌年6月の答申を受けて、司書職員が担うべき業務に専念できる環境整備と、民間活力による効率的な運営が見込める市直営による一部業務委託方式を導入しています。

平成29年11月の開館に合わせて、カウンター業務等の委託可能な一部業務を民間事業者へ委託し、司書職員が専門業務（レファレンスサービス※3、課題解決支援、地域活性化支援、選書、地域資料の収集・活用、学校支援等）に専念し、図書館サービスの提供・充実に努めています。

■ 開館時間及び休館日

開館時間	土浦市立図書館	月曜日～金曜日 土曜日・日曜日・祝日	午前10時～午後8時 午前10時～午後6時
	分館	火曜日～日曜日	午前10時～午後5時
	土浦市立図書館	月曜日（第1月曜日・祝日を除く） 年末年始（12/29～1/4）、特別整理日	
休館日	分館	月曜日（祝日の場合、翌日も休館）、祝日 年末年始（12/29～1/4）、特別整理日	

■ 蔵書数（令和4年4月1日現在）

資 料 種 別		冊数（点数）	
①	一般書	3 4 4， 9 5 1 冊	
②	児童書・紙芝居	1 0 2， 4 9 0 冊	
③	地域資料	2 0， 2 6 5 冊	
④	洋書	1， 2 7 0 冊	
①～④ 小計		4 6 8， 9 7 6 冊	
⑤	視聴覚資料	録音資料（C D）	4， 8 6 5 点
		映像資料（D V D）	5， 4 1 4 点
⑤ 小計		1 0， 2 7 9 点	
⑥	雑誌	1 2， 4 2 3 冊	
①～⑥ 小計		4 9 1， 6 7 8 冊（点）	
⑦	電子書籍	1， 1 5 3 点	
①～⑦ 合計		4 9 2， 8 3 1 冊（点）	

※3 レファレンスサービス

利用者の調査研究課題、相談に対して、図書館員が資料・情報を提供するサービス。

第3章 土浦市立図書館の現状と課題

第2次サービス計画は、土浦駅前に新しく図書館が開館し、本来の図書館が持つ生涯学習や情報の拠点としての役割や市民の課題解決に資する情報・資料の提供に加え、土浦駅前の中心市街地の活性化に寄与するために、人が集い交流するためのまちづくりの拠点となることも大きな役割として加わることを加味し、策定しました。

開館から5年が経過し、実際に運営した上での取組状況の現状・課題を整理・検証し、改善すべき点、新たに取り組まなければならない点を検討していく必要があります。

1 図書館をとりまく現状

(1) 環境の変化における図書館の役割

新型コロナウイルス感染症によって、私たちの生活は大きく変化しました。その他にも、毎年のように起こる豪雨や台風による自然災害、平成23年の東日本大震災以降頻発する地震など、感染症や防災に対応した新しい図書館運営が求められています。

また、2年後には、団塊の世代800万人が75歳以上の後期高齢者となる、いわゆる2025年問題があり、超高齢社会がさらに進むことが見込まれています。

土浦市立図書館では、すべての世代、地域の人々がサービスを受けられる体制を整えるとともに、行政各課、関連団体・機関と連携し、感染症対策や防災に関する資料の提供に努め、また、高齢者が利用しやすい環境の整備、ボランティア活動の支援等を行い、生涯学習のために貢献できることを考える必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、未知のウイルス感染拡大や災害発生時に、市民や地域の安心・安全のために図書館がなすべき運営、サービスについて検討を重ねていく必要があると考えます。

(2) サービスの現況（統計）

① 土浦市立図書館来館者数

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
645,806人	585,693人	334,078人	375,941人



開館以降、来館者数は少しずつ減少していましたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館や開館時間の短縮、学習エリアの利用制限があり、また、利用者の外出控えのため、減少率が高くなっています。

臨時休館（土浦市立図書館）

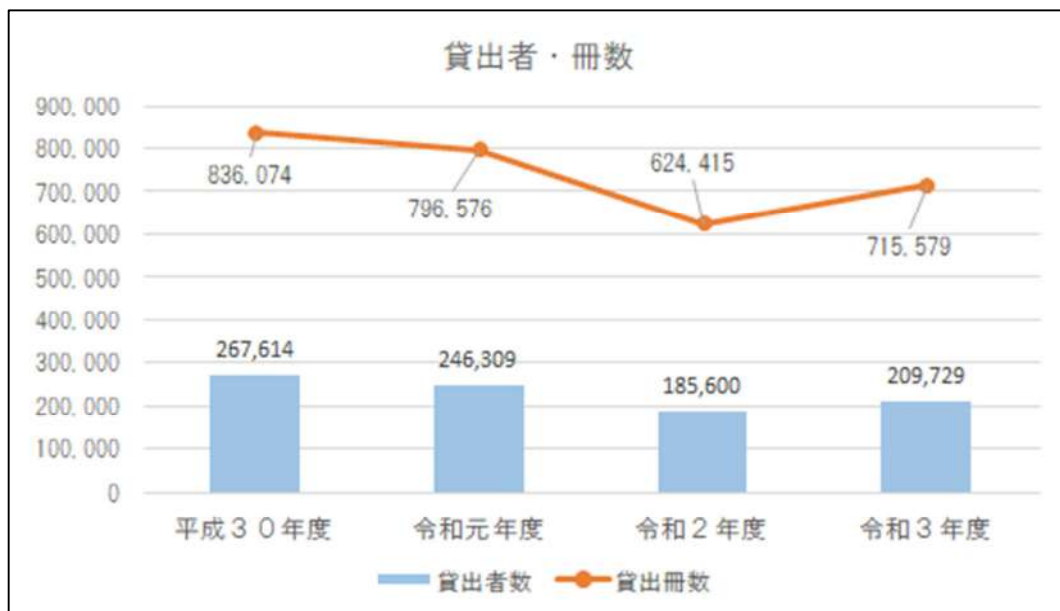
令和2年3月10日～5月24日

令和3年8月18日～9月19日

令和４年度に入ってから本来の利用状況に戻りつつあり、この先、感染対策を講じた来館促進イベントの開催等、利用者の増加に努める必要があります。

② 貸出者数・貸出冊数

	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
貸出者数	２６７，６１４人	２４６，３０９人	１８５，６００人	２０９，７２９人
貸出冊数	８３６，０７４冊	７９６，５７６冊	６２４，４１５冊	７１５，５７９冊

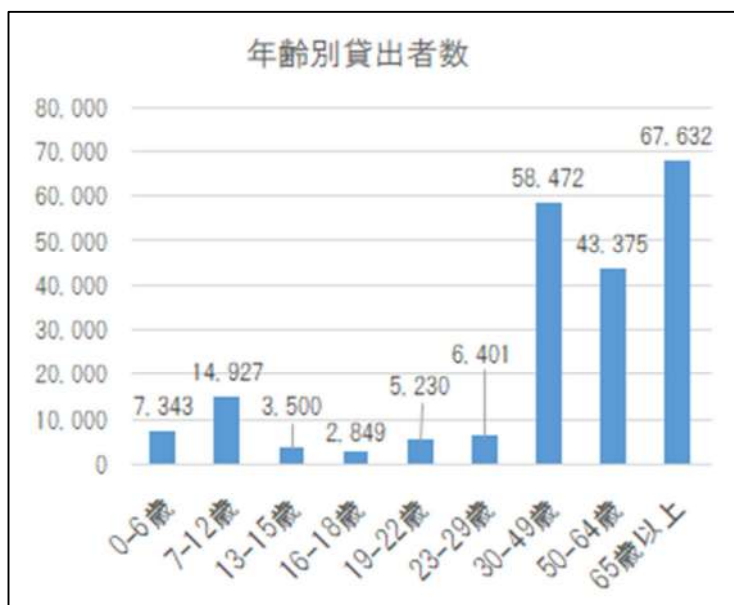


来館者数同様、貸出者数や貸出冊数も臨時休館等の影響で令和２年度に減少していますが、来館者数の割合と比較して、減少率は低めの傾向にあります。これは、臨時休館、開館時間等の制限がある間も、貸出サービスは継続しており、自粛生活の中、図書館の本を必要としている利用者が多くいたことを表しています。

しかし、新型コロナウイルス感染症以前の平成３０年度、令和元年度の数値を見ると、来館者の半数以上が貸出サービスを利用していません。これは、自習・学習目的の高校生の利用が増えたことが要因の一つだと考えられます。また、滞在型の図書館として館内で閲覧するにとどまる、イベントにだけ参加し図書館の利用に繋がっていない等の理由が考えられます。

年齢別貸出者数（令和３年度）

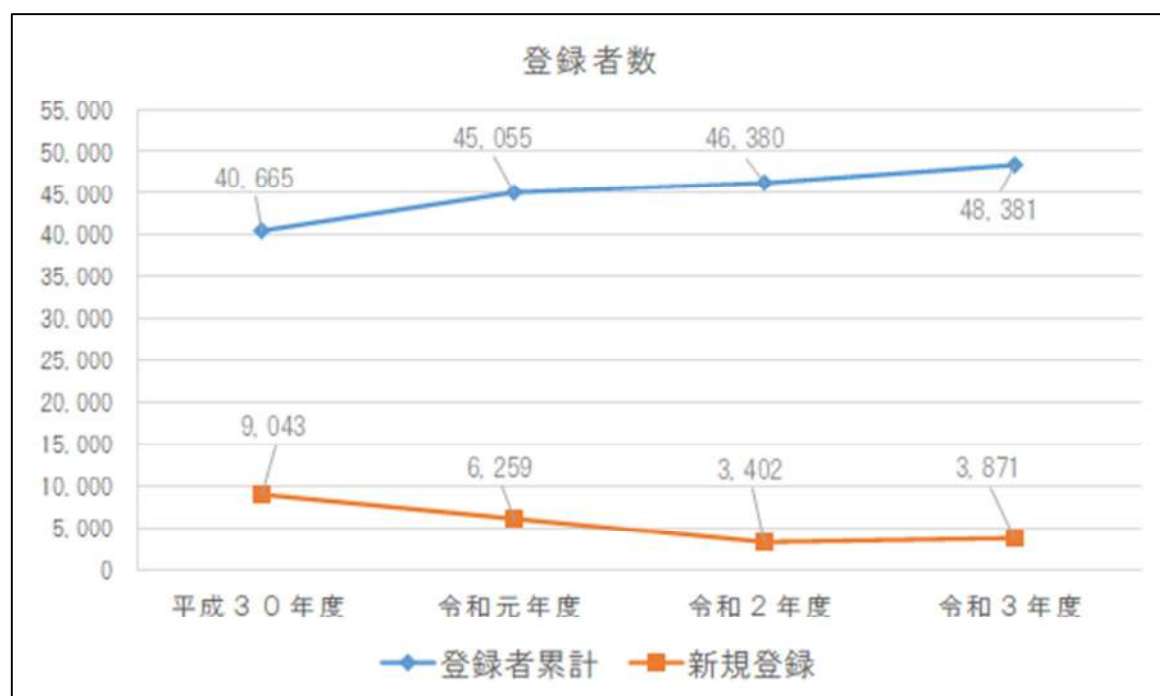
０～６歳	７，３４３人
７～１２歳	１４，９２７人
１３～１５歳	３，５００人
１６～１８歳	２，８４９人
１９～２２歳	５，２３０人
２３～２９歳	６，４０１人
３０～４９歳	５８，４７２人
５０～６４歳	４３，３７５人
６５歳以上	６７，６３２人



貸出サービスは、図書館の基本サービスの一つであり、魅力的な選書と書架づくりが重要となります。特に中学生から高校生は勉強に忙しくなり、図書館は本を借りる場所から自習する場所へと変わってしまいます。また、スマートフォンやタブレット等による、SNS※⁴、動画配信に興味に移り、本を読む時間はますます減ってしまいます。本を借り、読んでもらうために図書館がなすべきことを検討していく必要があります。

③ 利用登録者数（有効期限内登録者数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録者数	40,665人	45,055人	46,380人	48,381人
（内市民）	（29,199人）	（30,685人）	（30,685人）	（31,064人）
新規登録	9,043人	6,259人	3,402人	3,871人
（内市民）	（4,379人）	（3,123人）	（1,706人）	（1,936人）



土浦駅前に図書館が開館し、新規登録者数は、平成29年度（11月27日～）8,798人、平成30年度9,043人と、順調に上昇しましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響を受け減少しています。

今後、登録の促進を図り、継続的な利用に繋がる運営が必要となります。

※⁴ SNS

「Social Networking Service」の略。インターネット上への記事や写真の投稿を通して、社会的ネットワークを構築するサービス。

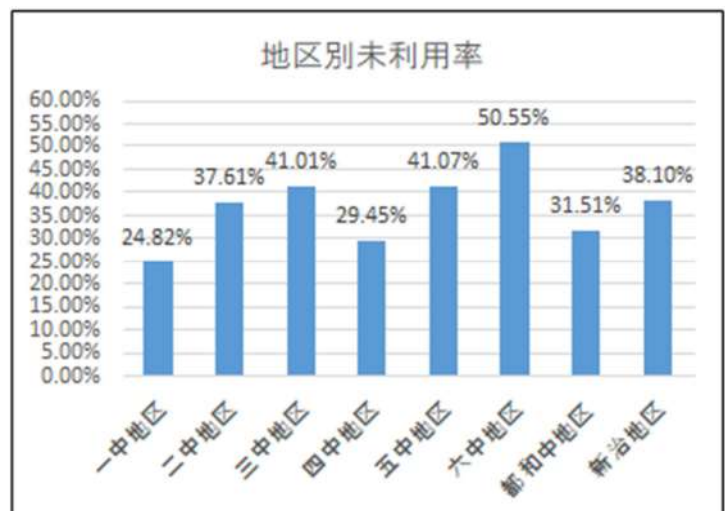
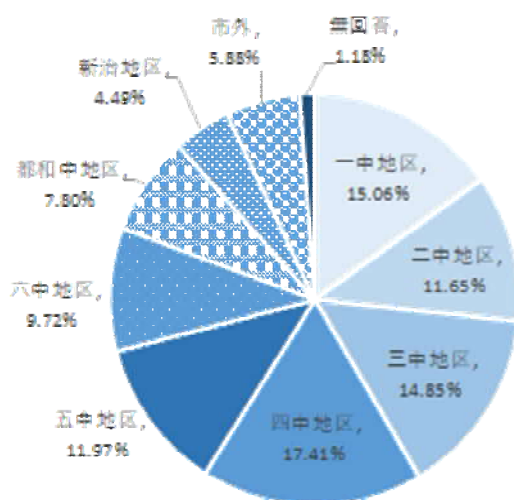
2 土浦市立図書館に関するアンケート調査の結果（抜粋）

図書館の利用状況及び意見、要望、満足度等を調査するため、無作為に抽出した18歳以上の市民2,000人（郵送）及び来館者300人（館内配布）を対象に、アンケート調査を実施しました。有効回答数は936人（郵送676人、来館者260人）でした。

（１）利用状況

地区別に見た図書館を「利用したことがない」という割合は、土浦駅に一番近い、一中地区が最も低く、どの分館からも遠い六中地区が半数を超える結果となりました。

今後、居住地区に関わらず図書館の利用ができる、全域サービスを検討していく必要があります。



【利用したことがないと回答した人数：313人】

（２）満足度・認知度

① 基本・成人サービス 【アンケート回答数：623人】

満足度・認知度調査において、貸出期間や貸出点数、返却などの基本サービスについては「満足・やや満足」と回答した人は約70%と「不満・やや不満」の割合を大きく上回るものでした。

しかしながら、リクエストや複写サービスを含め、カウンターでご案内しているサービスにおいては「使ったことがない」「知らない」が50%を超え、職員が力を入れている課題解決支援サービスにおいては80%近くの方が「使ったことがない」「知らない」と回答していることから、より多くの方に周知していくことが必要となります。

② 電子図書館※5 【アンケート回答数：623人】

電子図書館においては、図書館開館と同時にサービスを開始し、新型コロナウイルス

※5 電子図書館

実際に図書館に行かなくても、インターネットを通じて、パソコンやタブレット、スマートフォン等から電子書籍を無料で貸出・返却・予約ができるサービス。

ス感染症の感染拡大時には、来館しなくても本（電子書籍※6）が借りられるように所蔵数を増やし、電話でのパスワード発行にも努めました。しかしながら、アンケート調査の回答では「使ったことがない」「知らない」を合わせて約70%となっており、認知度は低い結果となりました。

子ども向け電子書籍の充実を図っていることもあり、今後の利用促進及び幅広い世代への周知に努める必要があります。

（３）図書館に充実・拡大を求めるサービス

図書館に充実及び拡大を求めるサービスについては、資料の充実（資料数、作家・ジャンル）を求めると回答した人が451人で、最も多い結果となりました。

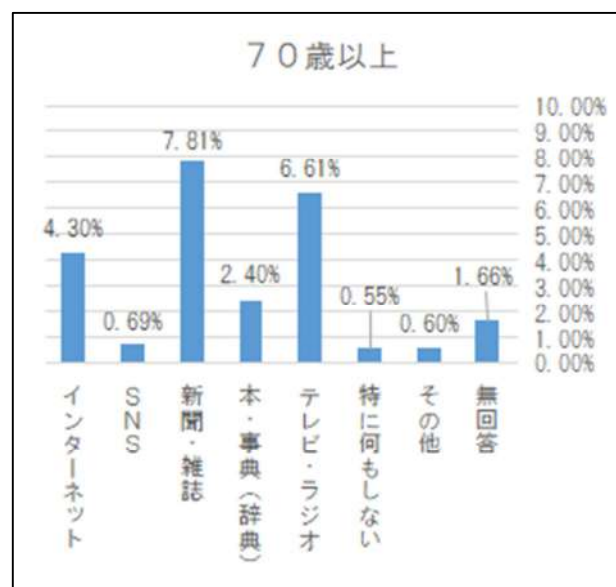
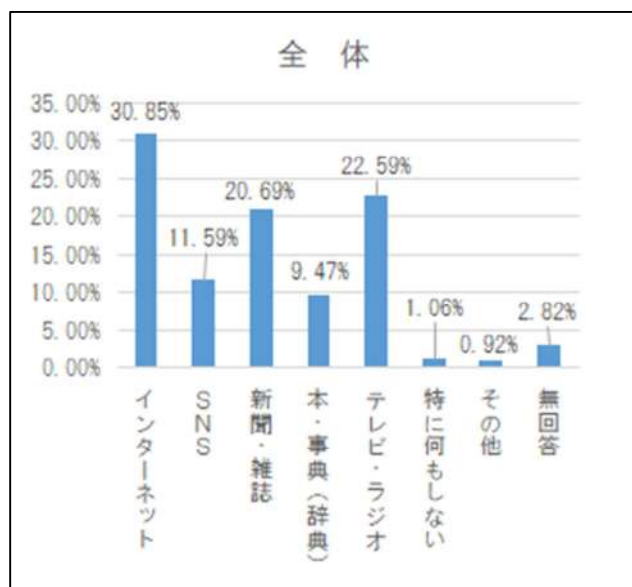
図書館資料の充実については、利用者ニーズを把握し、社会情勢や出版状況、メディアの変化に合わせた資料の収集に努める必要があります。

（４）情報発信

情報収集方法については、「インターネット」が、「新聞・雑誌」や「テレビ・ラジオ」を抑えて、最も多い意見となっています。「SNS」と合わせると約半数の回答がありました。

世代別では、70歳以上で「新聞・雑誌」「テレビ・ラジオ」が「インターネット」を上回っていますが、それでもインターネットを使った発信が有効であることがわかりました。

幅広い世代に向け、SNS等の媒体を活用した情報発信が必要となります。



【情報の入手方法：アンケート回答数936人（内70歳以上263人）複数回答】

※6 電子書籍

図書として出版された著作物を、電子メディアを用いて出版したもの。

(5) 土浦駅前に図書館が開館したことについて

今回のアンケート調査では、図書館及びアルカス土浦が開館して5年が経ち、駅前にどのような変化を感じるかという調査を行いました。(複数回答)

「大きな図書館ができたことで、学習する環境の場が広がった」という意見が334人と最も多く、「駅前に図書館ができたことで、駅周辺が賑わったように感じる」という意見の250人と合わせると半数以上を占めており、生涯学習の推進、中心市街地の活性化に繋がっていると言えます。

しかしながら、「図書館ができたことを知らなかった」と回答した人が47人、「図書館ができたことは知っていたが、行ったことがない」と回答した人が234人いたことから、図書館の情報をより多くの人に周知していくことが必要となります。

今後、さらなる利用促進及び土浦駅前の活性化に努めることが求められています。

3 第2次サービス計画の課題

(1) 子ども読書活動の環境整備

平成29年度に導入した電子図書館では、GIGAスクール構想^{※7}における小・中学生へのタブレット配付に伴い、令和4年6月に、新たに「こどもでんしとじょかん」をホームページに追加し、子ども向けの電子書籍の収集、提供を行ってきました。さらなる利用促進に繋げるためには、利用状況を把握し、電子書籍の充実が必要となります。

また、読書習慣のきっかけづくりとして、平成30年11月に導入した、「本の通帳サービス^{※8}」は、現在土浦市立図書館のみで利用できるサービスです。図書館が遠くて利用が困難な子どもたちをはじめ、市内全域の子どもたちが本に親しむことができる環境整備を図るため、分館への導入が必要となります。

(2) 地域資料の収集とレファレンスサービスの充実

地域資料においては、利用しやすい書架づくり及び迅速な提供を行うため、独自分類を導入しています。また、地域に関する情報の保存のため、チラシやパンフレット等、形態に関わらず収集、保存を行っています。今後も、写真や映像資料など、活字資料以外の資料についても収集を継続し、さらにその保存について検討していくことが必要となります。土浦市関連のレファレンス(調査・相談)においては、利用者、来館者にとどまらず全国からの相談を受け付けており、土浦市立図書館が情報の拠点となるよう、さらなるサービスの充実に取り組む必要があります。

※7 GIGAスクール構想

児童・生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現する構想。

GIGAとは「Global and Innovation Gateway for All」の略。

※8 本の通帳サービス

借りた本の履歴(借りた日・タイトル等)を、銀行通帳のような形の手帳に印字するシステム及びサービス。

（３）各種サービスの広報・情報発信の強化

障害者や高齢者など、図書館利用が困難な人への資料（大活字本^{※9}や録音資料、点字資料など）や読書環境（拡大読書器^{※10}・音声読書器^{※11}などの福祉機器）、ボランティアによる対面朗読サービス^{※12}、郵送による資料の貸出などの各種サービスの利用が少なく、また、今回のアンケート調査においては、これらのサービスについて「使ったことがない」「知らない」と回答した人が５０％を超えています。

今後、より多くの市民が興味を持ち、図書館に足を運んでもらうために、広報紙やホームページ、SNS等様々な媒体を活用した情報発信の強化が重要となります。

（４）課題解決支援サービスの充実

これまで、日常生活を送る上での様々な課題（健康・医療、子育て、法律、仕事等）を解決するために、資料の提供や展示、講座の開催、レファレンス業務体制の強化を行ってきました。また、利用者が自ら調べることができる手段として、インターネット端末やオンラインデータベース^{※13}を導入し、課題解決支援サービスの充実を図ってきました。しかしながら新型コロナウイルス感染症の影響もあり、レファレンスサービスやオンラインデータベースの利用は減少している状況です。

また、今回のアンケート調査においては、約８０％近くの人が「使ったことがない」「知らない」と回答していることから、今後は、日常生活における身近な事柄や簡単な調べものから調査研究まで支援する体制を強化するとともに、サービスの内容を広く周知する必要があります。

※9 大活字本

一般に刊行されている図書の文字サイズでは読みにくい人のために、大きな活字で印刷された図書。

※10 拡大読書器

弱視者や高齢者のために、本や新聞など印刷資料の文字を拡大してモニター画面に映写する装置。

※11 音声読書器

印刷資料をスキャナで読み取り、音声で読み上げる装置。

※12 対面朗読サービス

図書館が提供する音訳サービスの１つで、障害等の理由により自力で資料を読むことが困難な利用者に対し、朗読ボランティアが朗読を行うサービス。

※13 オンラインデータベース

インターネットを経由して利用できるデータベースの総称。最新の情報を提供でき、キーワード検索ができるのが特徴。

(5) 地域の交流拠点としての図書館づくりの推進

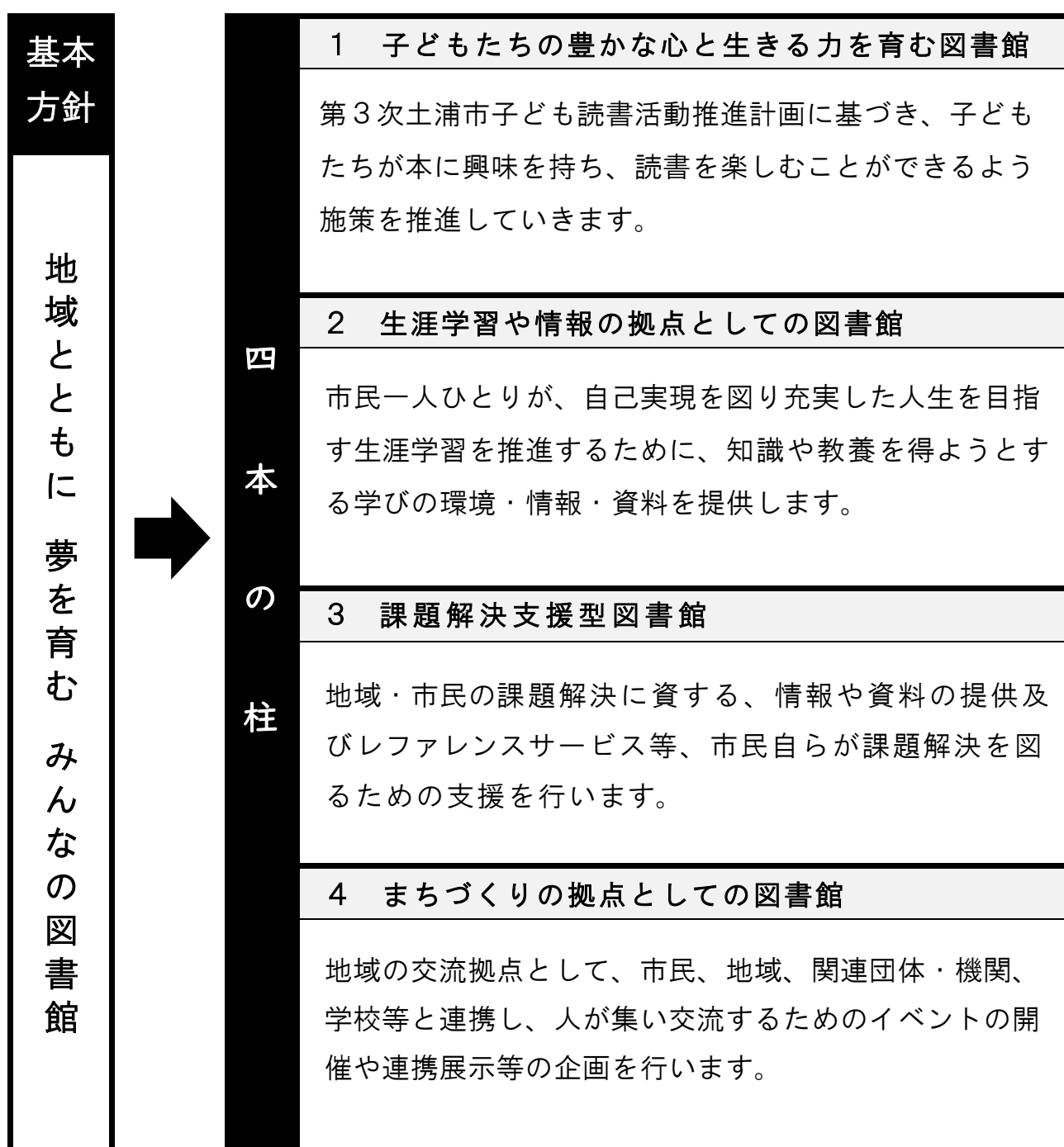
土浦駅前に開館した図書館においては、地元出身の作家・音楽家による講演会・コンサートや、市内高校と連携したおはなし会等、人が集い、交流するイベントの開催に努めてきました。

今後も、まちづくりの拠点としての図書館の実現に向け、図書館を含めたアルカス土浦の施設を活用したイベント等を開催していくとともに、市民や地域、関連団体との連携を強化し、歴史や文化、自然等、土浦の魅力を活かした企画・運営の充実に取り組む必要があります。

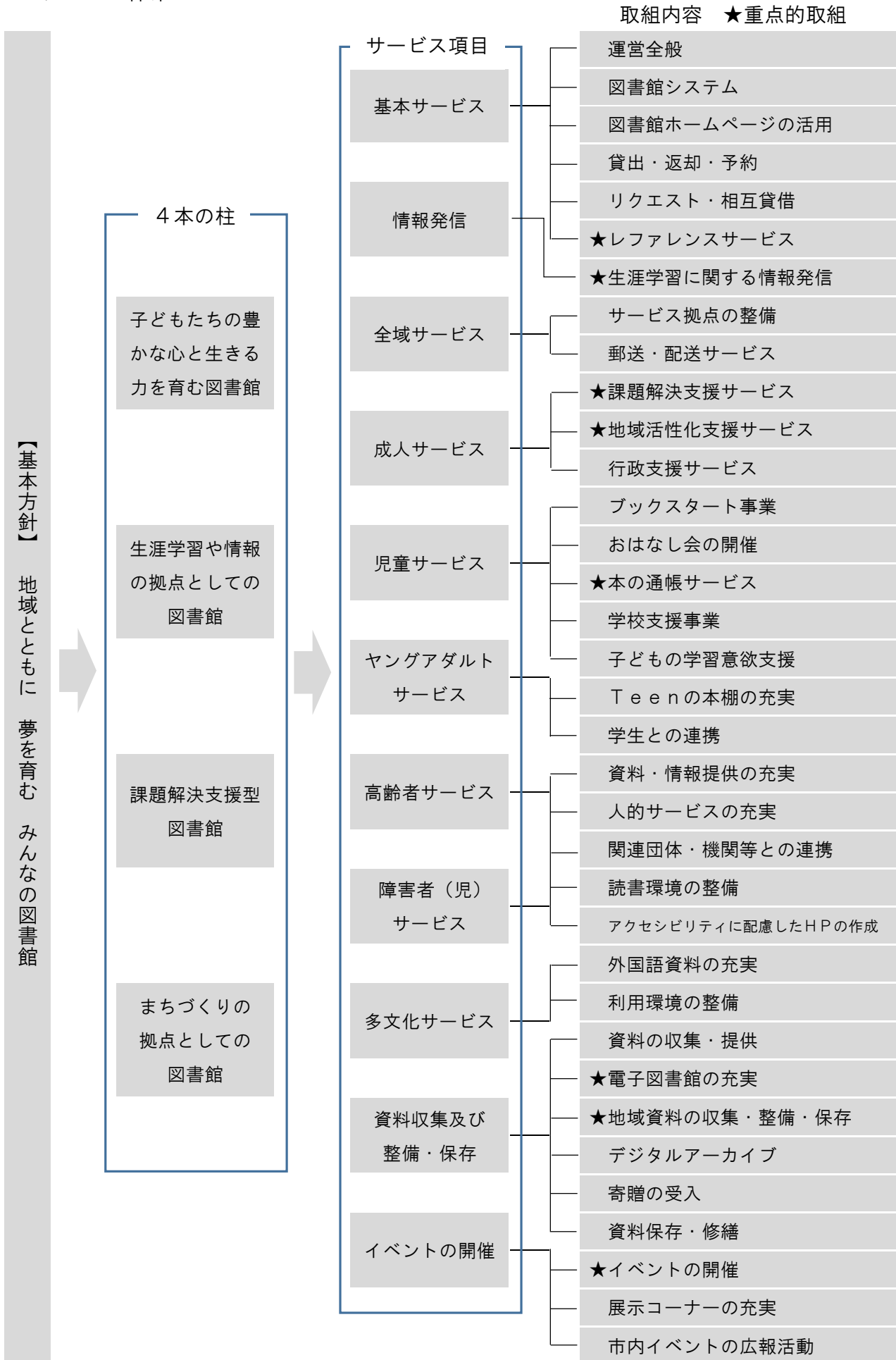
第4章 第3次土浦市立図書館サービス計画の基本方針

第3次サービス計画では、土浦駅前に新しく図書館が開館してから5年が経過し、第2次サービス計画の成果と検証結果から抽出した課題、図書館を取り巻く状況の変化も踏まえ、基本方針を次のとおり設定します。

また、未来を担う子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において、読書活動を行うことができるよう「第3次土浦市子ども読書活動推進計画」を踏まえ、子どもたちのさらなる読書活動を推進するため、基本方針の柱に「子どもたちの豊かな心と生きる力を育む図書館」を加えた4つの柱を設定し、施策を展開していきます。



■ サービス体系



第5章 第3次土浦市立図書館サービス計画における取組

第3次サービス計画における重点的取組、及び基本方針の4本の柱に基づいた図書館サービスを実現するため、具体的な取組の方針を掲げ、積極的な情報の発信に努めます。

1 重点的取組

柱1 子どもたちの豊かな心と生きる力を育む図書館

★電子図書館の充実

G I G Aスクール構想において、市立の小・中学校及び義務教育学校の児童・生徒に配付されているタブレットを活用した学習や読書活動に役立つ資料を提供します。

★本の通帳サービスの拡大

子どもの読書習慣のきっかけづくりとして導入した、本の通帳サービスを各分館に拡充し、利用促進を図ります。

柱2 生涯学習や情報の拠点としての図書館

★レファレンスサービスの充実

利用者からの調べものや相談に対し、専門的な知識を持つ図書館司書による相談業務の体制強化に努めます。

非来館型のレファレンスに対応できる体制づくりを図ります。

★地域資料の収集・整備・保存

地域に関する資料の収集について、博物館等行政各課とも連携しながら、様々な形態の資料収集に努めます。

★情報発信

図書館情報の周知に努めます。あらゆる世代に伝わるよう、メディアの特性を活かした情報発信を行います。

柱3 課題解決支援型図書館

★課題解決支援サービスの充実

市民の課題解決を支援する取組として、必要な資料・情報の提供や、関連団体・機関との連携・協力を実施し、支援機能の充実を図ります。

柱4 まちづくりの拠点としての図書館

★地域活性化支援サービスの充実

★イベントの開催

地域の交流地点として、市民、地域、関連団体・機関との連携を図り、人が集い、交流するためのイベントの開催や連携展示等の企画を行います。

目 標

電子書籍の
貸出件数

貸出冊数

来館者数

レファレンス
件 数

来館者数

貸出冊数

レファレンス
件 数

満足度

来館者数

2 目標値

第3次サービス計画を着実かつ効果的・効率的に推進するため、次のとおり設定します。

指 標	令和3年度末状況	令和9年度目標値
年間来館者数	375,941 人	586,000 人
年間貸出冊数	715,579 冊	910,000 冊
子ども向け電子書籍 年間貸出点数	子ども向け電子図書館 運用開始 R4.7～	20,000 点
年間レファレンス件数 (相談・調査)	172 件	480 件
土浦市民満足度調査 施策満足度の割合の向上 「中心市街地のにぎわい対策」 2.49ポイント(R2) → 2.60ポイント(R7) 「駅前など中心市街地のまちづくり」 2.60ポイント(R2) → 2.63ポイント(R7)		

3 取組内容

★重点的取組

(1) 基本サービス

公共図書館において、最も根幹的かつ重要な機能である貸出サービスとレファレンスサービス、その他運営に関することなど、基本的なサービスに優先的に取り組み、あらゆる利用者の多様なニーズに的確に対応できるよう努めます。

運 営

■事業計画

成果指標の達成状況や図書館を取り巻く状況を踏まえ、年度毎に事業計画を策定します。それに基づき、市民や地域における読書活動や生涯学習、課題解決に応じた運営に努めます。

また、その事業水準の向上を図るため、運営状況と事業計画の達成状況等に関し、点検及び評価を実施します。

■図書館要覧の作成

土浦市立図書館の運営方針、事業計画・報告、サービス概要、沿革を記載した図書館要覧を作成し、図書館の運営等に活用します。図書館ホームページで公開し、誰でも閲覧可能にします。

■施設の管理

長期的な視点に立ち、市民が快適に利用できるよう計画的な施設の維持管理を実施します。

■司書の資質向上への取組

図書館司書の資質向上を図るため、勉強会の実施や外部研修への参加を行います。

■ボランティアとの協働

社会貢献への意欲を持つ市民の様々な学習成果の活用場として、図書館ではボランティアを受け入れています。利用者の多様なニーズに対応可能な図書館サービスの展開を図るため、ボランティアの募集、養成、支援及び連携を積極的に行い、市民とともに育む図書館づくりを進めます。

■外部資金活用の取組

サービス向上を図るため、雑誌スポンサー制度^{※14}の活用、ホームページのバナー広告のスポンサー獲得等、財源の確保に努めます。

■有識者や市民の意見の活用

学校教育及び社会教育の有識者、家庭教育の向上に資する活動者、学識経験者の中から教育委員会が任命した協議会委員で構成される土浦市図書館協議会を開催し、図書館の計画や事業、サービスについて定期的に諮問を行います。また、計画策定時、イベント開催時等に利用者アンケートを実施し、市民や図書館利用者からいただくご意見について、図書館運営の参考にします。

■危機管理への取組

頻発する地震や豪雨災害に備え、発生した際に迅速な対応ができるよう、消防・避難訓練等を実施します。災害発生時や感染症拡大時の図書館のあり方を検討し、安定した図書館サービスの提供に努めます。

館内で急病人や怪我人が発生した場合に備え、管理マニュアルの作成及び救命講習会を実施します。

また、不審者等が発生した場合に備え、警察や関連団体・機関との連携を図ります。

※14 雑誌スポンサー制度

企業・店舗・個人事業主に図書館が所蔵している雑誌の購入代金を負担してもらい、雑誌最新号のカバーを広告媒体として活用できる制度。

図書館システム

■自動化の推進

利用者の利便性の向上と運営の効率化を図るため、ＩＣタグを活用した自動貸出機・自動返却機、ＢＤＳ※¹⁵（盗難防止及び入館者チェックゲート）、自動化書庫※¹⁶、また座席管理システム※¹⁷等を活用し、蔵書管理や運営管理面における処理全般の迅速化を図ります。

ＩＣＴ※¹⁸環境の進展を踏まえたサービスのあり方を検討し、ＩＴリテラシー※¹⁹の強化を図ります。

■図書館ホームページの活用

利用者がweb上でパスワードの発行や貸出履歴の確認ができるなど、利便性の向上を図ります。

■Wi-Fi環境の強化

インターネット上の情報資源を調査研究に活用するため、Wi-Fi環境を整備していますが、パソコンやタブレットの所有率が高くなっていることを鑑み、アクセス環境の強化を図ります。

資料・情報提供サービス

■貸出・返却・予約サービス

図書館が所蔵する資料の貸出、返却、予約等の各サービスを、迅速かつ適切に提供します。また、団体貸出について、これまで実施してきた読み聞かせ団体、高齢者福祉施設以外の団体に対し、さらなる情報提供及び利用促進に努めます。

※¹⁵ BDS

盗難防止装置「Book detection system」の略で、出入口に設置している。図書館資料にはＩＣタグを貼付しており、貸出処理をせずにＢＤＳを通過すると警告が出るようになっている。

※¹⁶ 自動化書庫

専用の閉架書庫から本や新聞等を自動で出納するシステム。配架の労力と書庫スペースの節約効果が得られる。本はコンテナと呼ばれる収納ケースに入れられ、搬送システムの指示でクレーンで出納口に運ばれる。

土浦市立図書館は３２万冊（令和４年９月時点で１８万冊入庫）収納できる書庫を導入しており、カウンターから出庫指示を出すことができる。

※¹⁷ 座席管理システム

学習室（９５席）、インターネット席（８席）、オンラインデータベース席（４席）、ＡＶ視聴席（４席）の受付、利用管理、予約、延長を行うことができるシステム。利用時間がレシートに印字され、利用者が把握することができる。

※¹⁸ ICT

「Information and Communications Technology」（情報通信技術）の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。

※¹⁹ リテラシー

ＩＴや情報など、特定の分野の知識や、それを活用する能力。

■リクエスト・相互貸借サービス

土浦市立図書館に所蔵がない資料について、市民の要望に応じて、購入や他の図書館からの取り寄せができるサービスを行います。リクエストについては、図書館の蔵書構成により多くの市民の意見を反映させるため、新規購入する体制を強化します。相互貸借については、国立国会図書館や県立図書館、市町村立図書館はもとより、大学図書館や類縁機関との相互協力の体制づくりに努めます。

★レファレンスサービス（調査・相談）の充実

利用者の調査研究や相談に対し、専門的な知識を持つ図書館司書による相談業務の体制強化、パスファインダー^{※20}の作成に努めます。

来館による調査に限らず、非来館型のレファレンスに対応できる体制づくりを図ります。

■レフェラルサービス^{※21}

土浦市立図書館の資料で回答を提供できない場合には、他機関に照会し、資料の入手や専門機関の紹介を行います。

■オンラインデータベースやデジタル化資料の提供

新聞や官報、現行法規等のオンラインデータベースや国立国会図書館が送信するデジタル化資料の閲覧環境を提供します。

■図書館資料の複写サービス

土浦市立図書館所蔵資料について、著作権法第31条（図書館等における複製）の範囲内で複写できる環境を提供します。また、オンラインデータベースの印刷資料を、各契約の範囲内で提供します。

（2）情報発信

★生涯学習に関する情報発信

図書館に対する市民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報つちうら、市公式及び図書館ホームページやSNSによる、図書館情報の周知に努めます。

子どもから高齢者まで、あらゆる世代に伝わるよう、メディアの特性を活かした情報発信を行います。

^{※20} **パスファインダー**

特定の主題（テーマ）に関する資料や情報を収集する際に、図書館が提供できる関連資料や探し方をまとめた案内。

^{※21} **レフェラルサービス**

利用者からの情報の要求に対して、その分野の適切な専門家や専門機関に照会して情報を入手し、提供するサービス。また、専門家や専門機関を利用者に紹介するサービス。

図書館

情報源	URL	QRコード
土浦市立図書館ホームページ	https://www.t-lib.jp/	
土浦の文化施設情報 (つちカル4 ^{※22}) twitter	https://twitter.com/tsuchiura_cul4/	
土浦の文化施設情報 (つちカル4) instagram	https://www.instagram.com/tsuchiura_culture/	

土浦市

情報源	URL	QRコード
公式ホームページ	https://www.city.tsuchiura.lg.jp/	
公式 Facebook つちまる ^{※23}	https://ja-jp.facebook.com/tsuchimaru.official/	

(3) 全域サービス

図書館から遠い地区に居住する市民や障害者をはじめとする、図書館利用が困難な市民などにおいて、だれもが図書館を気軽に利用でき、図書館が市民の生活の身近な存在となるように、全域サービスの充実を図ります。

■サービス拠点の整備

図書館サービスをあらゆる市民に均等に提供するためには、サービス拠点を計画的に地域に配置し、市内全域的な図書館サービス網を整備することが必要となります。利用圏域・地域特性・人口分布等を勘案し、受取先の協力機関等の検討及び配送サービスの導入等、サービス拠点の整備計画の検討を進めます。

■郵送・配送サービス

図書館への来館が困難又は来館手段を持たない市民の利用方策として、郵便や宅配便を活用した配送サービスを行います。

※22 つちカル4

土浦市の文化施設4館（博物館、上高津貝塚ふるさと歴史の広場考古資料館、図書館、市民ギャラリー）の運営で、土浦の文化情報を発信している。

※23 つちまる

土浦市イメージキャラクター



（４）成人サービス

図書館は、地域を支える情報拠点として、地域や市民の様々な課題解決支援に積極的に取り組みます。

★課題解決支援サービス

市民の生活や仕事上の課題解決を支援する取組として、必要な資料・情報の提供や、関連団体・機関との連携・協力を実施し、支援機能の充実を図ります。

市民・利用者のニーズを把握し、講座・講演会等を開催します。

（健康支援・医療情報サービス）

土浦市立図書館３階に専用コーナーを設置し、テーマ展示や関連資料の配布を実施します。行政各課、医療関連団体・機関と連携し、健康や医療に関する情報提供の充実に努めます。

（法律情報サービス）

土浦市立図書館３階に専用コーナーを設置し、テーマ展示や関連資料の配布を実施します。法令や判例をオンラインで閲覧できるサービスを提供します。

（子育て支援サービス）

土浦市立図書館２階に専用コーナーを設置し、テーマ展示や関連資料の配布を実施します。こども包括支援課（子育て支援コンシェルジュ）等の行政各課と連携し、育児に関する情報提供の充実に努めます。

（仕事の情報サービス（ビジネス支援））

土浦市立図書館３階に専用コーナーを設置し、仕事に役立つ本の特集展示や関連資料の配布を実施します。関連団体・機関と連携し、起業や就職・転職に関する情報提供の充実に努めます。

コラム① 課題解決支援サービス



■展示コーナー

健康支援・医療情報	}	3階
法律情報		
仕事の情報		
子育て支援 ……………		2階

健康や育児、法律などの身近な問題や、仕事に関する課題を解決するための支援となるよう、特設コーナーでテーマ別展示を行ったり、行政各課や関連団体・機関と連携し、講座を開催しています。健康支援コーナーでは、闘病記文庫を常設したり、専門機関と連携し、「がん情報ギフト」として、がんの



情報を集めたパンフレットや小冊子を置いています。

健康増進課連携講座
「図書館で
ストレッチしよう！」

★地域活性化支援サービス

まちづくりや観光、商業・農業等の地域産業等、地域の様々な情報提供に努めます。地域の交流地点として、市民・地域・関連団体・機関との連携を図り、人が集い、交流するためのイベントの開催や連携展示等の企画を行います。歴史・文化・自然等、「地域の宝」の情報収集及び提供に努めます。

■行政支援サービス

地方公共団体の様々な部局をサポートする行政支援サービスについては、行政事務や政策立案の遂行に必要な資料や情報の収集・提供に積極的に取り組みます。庁内LAN等を活用した、業務に関わる職員からの相談業務の拡充に努めます。グループウェアに追加した「図書館資料調査用」メールの周知を図ります。

(5) 児童サービス

令和3年3月に策定した「第3次土浦市子ども読書活動推進計画」に基づく各種取組を実施するとともに、子どもの年齢、発達段階に応じた読書活動の推進を図ります。

■ブックスタート事業

10か月児育児相談の時に読み聞かせとともに絵本を配付し、乳児期に絵本に触れる機会を持つことで、子どもたちに読書の習慣を身につけるきっかけづくりに努めます。

0歳児から読める絵本をリストにした「絵本とこんにちは！」を作成、配付し、乳幼児と保護者が一緒に本に親しむための取組に努めます。

■おはなし会の開催

おはなし会や親子読書の推奨等のフォローアップ体制を充実させ、身近な家庭における読書活動を推進します。

読み聞かせボランティアの育成、確保に努め、おはなし会の充実を図ります。

■幼稚園・保育所（園）、子育て関連施設等との連携

市内幼稚園・保育所（園）の施設見学の受入、読み聞かせを行います。

ボランティア、図書館司書による訪問おはなし会や図書館に関する講座等の実施に努めます。

★本の通帳サービス

子どもの読書習慣のきっかけづくりとして導入した「本の通帳」サービスを各分館に拡充し、利用促進を図ります。

■テーマ展示・季節の絵本の紹介

子どもが本に出会うための取組として、展示やリスト作成を行います。

学校支援事業

市立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校及び学校図書館^{※24}への支援を継続し、学校と図書館の連携が、子どもの読書習慣の醸成に繋がるような事業運営を図ります。

また、教科書等を参考に授業計画を把握し、学習に役立つ資料の収集に努めます。

■団体貸出・本の相談、情報提供

学校管理員による配送及び学校司書による来館での貸出処理を行います。

授業や課外授業等で使用する本の相談に対応します。また、要望に応じて、本のリストを、図書館ホームページ及び学校司書掲示板に掲載します。

■施設見学、職場体験、総合学習

来館による図書館の案内・紹介を行います。図書館の使い方や本の探し方を説明します。また、夏休みの期間等に職場体験学習として、1日司書体験を行います。

■出張おはなし会・ブックトーク^{※25}

図書館司書やボランティアが学校に訪問し、絵本・紙芝居等のおはなし会やテーマに沿った本を紹介する、ブックトークを行います。

■読書ガイドブックの作成

小学校低学年・高学年、中学生と、発達段階に応じた本を収集して紹介した読書ガイドブックを作成し、配付します。図書館司書おすすめ図書の充実を図ります。

■研修会の開催

土浦市教育委員会や県立図書館等と連携し、学校司書及び読み聞かせボランティアとして活動されている方を対象に、サービス向上に繋がる研修会を開催します。

■子どもの学習意欲支援の取組

夏休みの宿題や自由研究等におけるニーズを把握し、テーマの決め方や調査の補助となるような講座や工作教室等の開催に努めます。

「子ども講座」や夏休み関連図書の展示等、子どもが郷土に関する調べ学習を行うための支援を行います。

※24 学校図書館

学校図書館法に基づき、小・中・高校等において、図書や学校教育に必要な資料を収集・整理・保存し、児童・生徒及び教員の利用に供するため設けられている。

※25 ブックトーク

あるテーマに沿って、様々な種類の本を順序だてて紹介すること。子どもと本を結びつけるのに効果的な手法。

(6) ヤングアダルト※26サービス

読書離れが著しいといわれている青少年期の利用者に向けて、日常生活や進路などの課題解決や、その世代の多様な感性に合わせ、今後の人間形成に役立つ資料やサービスの提供に努めます。

■T e e nの本棚※27の充実

土浦市立図書館4階コミュニティスペースに青少年向けコーナー「T e e nの本棚」を設置し、内容の工夫や充実を図りながら、青少年が関心を持つ多様な資料・情報の収集・提供に努めます。

■学生との連携

高校・大学等と連携し、青少年が本に親しむきっかけづくりや利用しやすい図書館を目指した展示・企画・講座等に取り組みます。

青少年の意見やアイデアを参考とした、魅力ある図書館づくりに努めるとともに、図書館運営を協働する青少年ボランティアの養成に努めます。

(7) 高齢者サービス

高齢者が健康で生きがいを持って生活するために図書館が役立てるよう、生涯学習支援、資料・情報の提供及び施設環境の利便性の向上を図ります。

■情報提供の充実

世代に応じた生活情報や医療情報、社会参加に関する情報などについて、図書や逐次刊行物等の様々な資料を収集し、情報の提供に努めます。

■行政各課、関連団体・機関等との連携の強化

企業や行政各課・社会福祉協議会等との連携と協力体制を整え、シニア世代の健康や生活上の課題解決への一助となるような図書館サービスを企画・運営することで、高齢者サービスの充実を図ります。

■読書支援の提供

小さな文字が見えにくい人のための、大きな文字の本（大活字本）を継続して収集するとともに、拡大読書器や老眼鏡、拡大ルーペ等を提供します。

※26 ヤングアダルト

子どもから大人への転換期にある、13歳から18歳までの年齢層のこと。YAと略される。

※27 T e e nの本棚

YA年代の関心や心理に配慮した図書資料を展示しているコーナー。土浦市立図書館では、4階のコミュニティスペース「ロフト」内に設けている。

(8) 障害者（児）サービス

だれもが気軽に利用できる図書館を目指して、障害を理由に図書館利用が困難な人への資料の提供や図書館サービスの提供については、様々な利用者の状態や状況に配慮した各種資料の収集・施設環境の整備に努めます。

■資料の充実

様々な利用者の要求に対応できるよう、点字資料や録音図書、ＬＬブック※²⁸等の資料の収集・提供に努めます。

■人的サービス、郵送・宅配サービスの充実

対面朗読サービス等の人的サービスや図書の郵送・宅配サービス等の充実により、利便性の向上に努めます。

■行政各課、関連団体・機関等との連携の強化

行政各課や社会福祉協議会及び障害者福祉施設等との密接な連携と協力体制を整え、サービスの効果的な取組を行います。

茨城県立点字図書館※²⁹、サピエ※³⁰等と連携し、マルチメディアデイジー※³¹等の必要とされる資料の提供に努めます。

療育支援センター等施設への訪問おはなし会を実施します。

※²⁸ ＬＬブック

知的障害や自閉症の人などに向けて、写真やイラスト、絵文字等を使ってわかりやすく、読みやすいように構成された本。ＬＬとは、スウェーデン語の「Lä t t l ä s t（レットラスト）」の略で、「やさしく読みやすい」という意味。

※²⁹ 点字図書館

視覚障害者のために、点訳図書及び音訳による録音図書を作成・収集・整理・保存し、貸出及び閲覧業務を主とする施設。法的には、身体障害者福祉法に基づく視聴覚障害者情報提供施設として位置づけられている。

※³⁰ サピエ

視覚障害者情報総合ネットワーク。視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な人に対して、様々な情報を音声データ、点字で提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。

※³¹ マルチメディアデイジー

音声に合わせて、その部分の文字や画像が一緒に画面に表示される、デジタル録音図書。

■読書環境の整備

令和元年6月、読書に困難を抱える人を対象にした「読書バリアフリー法^{※32}」が施行されたことに伴い、視覚障害、発達障害、ディスレクシア^{※33}、肢体不自由等によって読書が困難な人々に対する読書環境や施設設備・読書支援機器の整備に努め、読書活動への支援が必要な利用者へのサービスの充実を図ります。

■アクセシビリティ^{※34}に配慮したホームページの作成

障害者、高齢者を含めたあらゆる利用者がホームページの情報、機能を利用できる環境の整備に努めます。

（９）多文化サービス

地域に暮らす異なる民族、言語、文化的背景をもつ人が、図書館を気軽に利用することができ、また、異文化への興味・関心をもつ市民が、多文化社会への理解を深められるよう、外国語の図書や多様なニーズに合わせた資料を収集し、情報を提供することにより多文化サービスの充実に努めます。

■資料の充実

外国語資料や新聞・雑誌のほか、日本の生活に役立つ資料やそれぞれの地域の文化を紹介した資料等の収集・提供に努め、外国人と日本人それぞれが異文化との交流が深まるよう支援します。

■利用環境の整備

（館内における案内・表示の作成）

日本語を母国語としない人が図書館を利用できるよう、外国語のサービス案内や館内表示を追加するよう努め、また、気軽に利用できる図書館を目指し、分館を含む全ての図書館の利用環境整備・改善を推進します。

（市の傾向調査）

市内在住者の母国語の傾向や生活に必要な情報傾向を調査し、図書館における資料収集の方向性及びサービスのあり方を検討します。

※32 **読書バリアフリー法**

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律。

障害によって読書が困難な人々の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現に寄与することを目的に制定された法律（令和元年6月28日公布、施行）。

※33 **ディスレクシア**

知的能力、理解能力に問題はないにもかかわらず、文字の読み書きの能力に著しい困難を持つ症状であり、学習障害の要因となることがある。

※34 **アクセシビリティ**

利用者が機器・サービスを円滑に利用できること。高齢者や障害者を含めたあらゆる人が、簡単にwebサイトを利用し、必要な情報を得ることができるよう配慮する。

(イベントの開催)

行政各課及び関連団体・機関と連携し、市民が外国の言語や文化を身近に感じられるようなイベントを実施します。

(10) 資料収集及び整備・保存

資料収集については、平成18年策定の「土浦市立図書館資料収集および保存に関する方針」に従い、サービス計画における各種事業に関連する多種多様な資料を網羅的に収集し、魅力的な蔵書の構築に努めます。また、図書館全体の配架計画を立て、改訂や経年劣化等で利用が困難な本の差し替え及び除籍を行い、探しやすく、提供しやすい書架づくりに努めます。

また、郷土資料や行政資料等、土浦市立図書館が保存すべき郷土関連の地域資料について、デジタル化及び現存資料の保存について検討します。

■資料の収集、提供

市民ニーズに即した資料や情報を収集整備し、乳幼児から高齢者まで、すべての市民の求めに応じて資料を提供できるよう努めます。

SDGsの17の目標に対応した持続可能な社会の実現に向け、SDGsに対する理解の普及、各目標の達成を意識した資料の収集、提供に努めます。

★電子図書館の充実

利用者のニーズに対応できるよう、多種多様な資料を収集し、電子図書館の充実を図ります。

GIGAスクール構想において、市立の小・中学校及び義務教育学校の児童・生徒に配付されているタブレットを活用した学習や読書活動に役立つ資料を提供します。

★地域資料（郷土・行政）の収集・整備・保存

図書館が収集している郷土資料や行政資料のほか、地域の関連団体・機関が発行しているパンフレット、リーフレットの収集・提供に努めます。

地域に関する資料の収集については、地域の課題解決や地域文化の保存の観点から重要事項と捉え、活字資料以外にも、地域の生活の姿を記録した写真や映像資料、音声資料等を含めて、博物館等、行政各課とも連携しながら、収集に努めます。

■デジタルアーカイブ※35

貴重な地域資料の保存については、資料の経年劣化に対応するための方策として、デジタルアーカイブ化（電子化による保存）を検討します。

デジタルアーカイブは、資料のキーワード検索や拡大表示が可能となり、利用者の資料閲覧における利便性の向上が見込まれます。現在の資料の保存状態も考慮し、引き続き導入について検討します。

※35 デジタルアーカイブ

地域資料や貴重な公文書をデジタル化し、記録・保存すること。

■寄贈

図書館では、「寄贈資料の受領に関するガイドライン」のもと、広く市民からの寄贈資料を収集し、図書館資料としての活用を図ります。

■資料の修繕

郷土に関する蔵書においては、経年劣化による破損等について、修繕及び脱酸性化処理等を検討し、本の保存に努めます。

(11) イベントの開催

図書館の基本的な機能である資料提供をさらに発展・深化させ、市民や市民団体の自主的・自立的な学習活動を支援するために、講座・講演会のほか、読書会・文化行事等を主催し、多様な学習機会の提供に努めます。

★来館の動機づけとなるイベントの開催

図書館利用のきっかけとなるようなイベントを開催します。新規利用に繋げるイベントの実施にあたっては、開催日程や対象者の年齢等を考慮し、市民ニーズに合わせた開催に努めます。

■市民向け講座等の開催

地域に根付いた内容や、オンラインデータベースの活用方法等、土浦市及び図書館に関する講座を開催します。行政各課の事業紹介やボランティアの学習成果を発表できる機会を提供するための取組を行います。

コラム② イベントの開催

図書館では、駅前という立地を活かした様々なイベントを開催しています。

図書館にはいろいろなジャンルの本がありますので、イベントの種類も様々です。作家や出版関連の講演会、子ども向けの学習講座はもちろん、音楽コンサートや工作教室、高校生とのコラボもたくさん行っています。



土浦市、茨城県出身の作家講演会

土浦二高合唱部による歌って♪おはなし会



イベントで初めて図書館に来て、関連本が借りられることを知ったという人も大勢いました。

これからも来館のきっかけとなるようなイベントを企画して、もっとたくさんの市民に、図書館が生涯利用できる、暮らしに役立つ施設であることを知ってもらいたいです。

■資料の展示

季節や時事に合わせた資料やパンフレットを館内に展示します。イベントや講座の開催時に、内容に沿った展示等を行い、利用促進に努めます。

■ポスター・チラシの掲示、配布

市民や利用者が興味を持つイベントや活動を紹介するため、ポスターの掲示及びチラシの配布を行います。

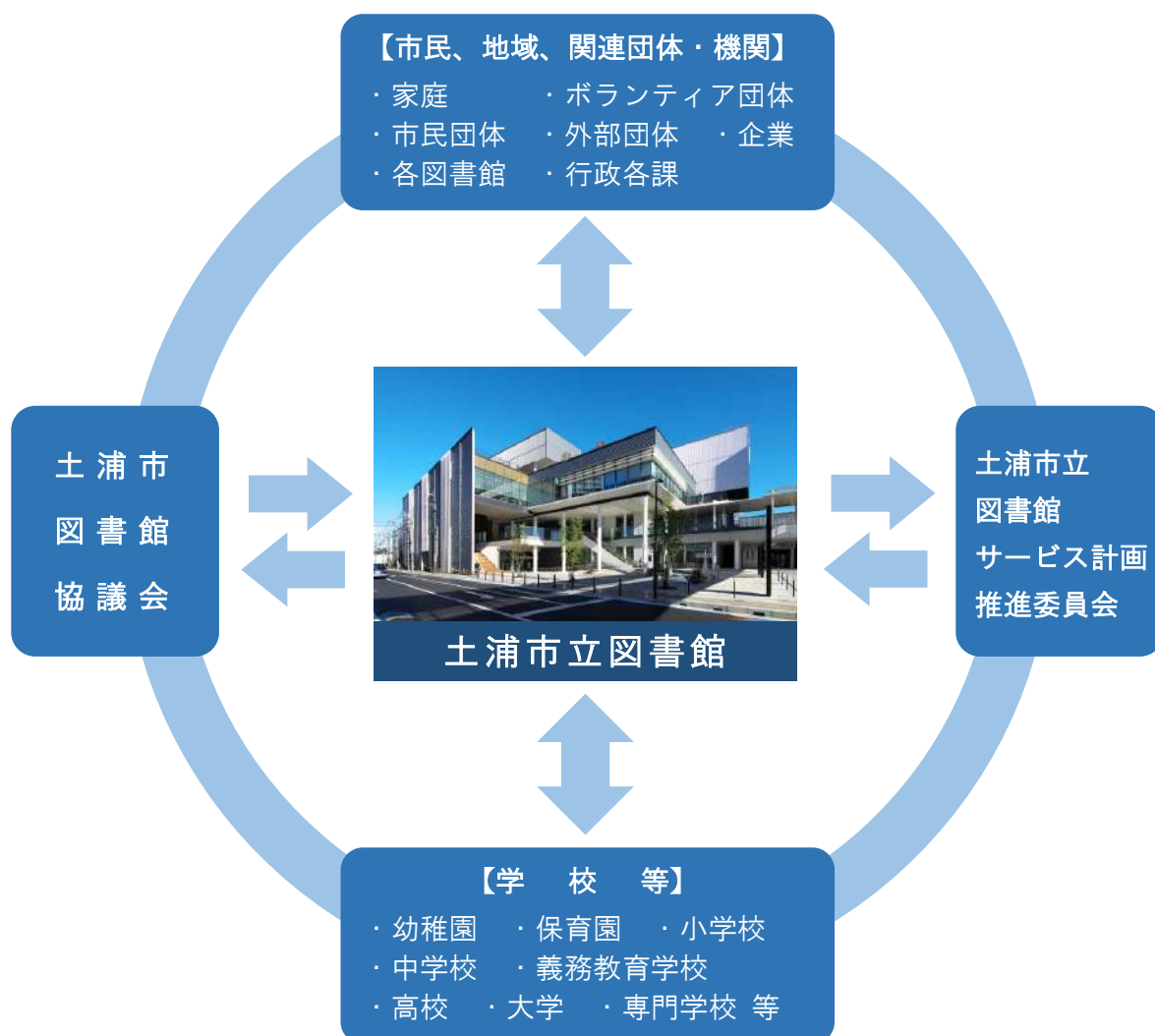
第6章 サービス計画の推進

1 推進体制

第3次サービス計画を総合的かつ効果的に推進していくため、毎年度、達成目標を定め、計画的に事業を実施します。

有識者や市民の代表等からなる「土浦市図書館協議会」による第三者評価、教育部長を委員長とする「土浦市立図書館サービス計画推進委員会」による内部評価や、行政各課からの意見等を参考として、図書館運営に反映させていきます。

また、市民、地域、関連団体・機関、学校等との協働・支援、連携体制を強化し、適切なサービス情報を提供、発信していきます。市民や関連団体、学校等からの要望が反映できるよう、必要に応じた改善を行います。



2 進行管理

計画の進行管理については、P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t i o n（改善）サイクルによる進捗管理と計画の成果の点検・評価を行います。

事業の改善・見直しについては、土浦市や図書館を取り巻く社会経済情勢の変化や事業の達成状況を踏まえて検討し、着実な計画の推進を図ります。

このサービス計画は、今後5年間の土浦市立図書館の指針となります。最終年度には、サービス計画の達成状況を評価し、課題を分析をすることで、次期計画を策定するものとします。

より多くの市民、地域、関連団体・機関、学校等に活用して頂ける図書館になるため、基本方針「**地域とともに 夢を育む みんなの図書館**」の実現を目指して取り組んでまいります。

